

## 令和2年度5月 第2回 あま市農業委員会総会議事録

開催日時 令和2年5月28日(木) 午前10時00分 ~ 午前11時45分

開催場所 あま市七宝産業会館 2階 大会議室

出席者

農 業 委 員 会 委 員			農地利用最適化推進委員		
議席番号	氏 名	出欠	番 号	氏 名	出欠
1	玉谷 尚登	出席	推1	平尾 正敏	出席
2	近藤 善成	出席	推2	小坂井 佳雄	出席
3	菱田 茂	出席	推3	宇佐美 雅仁	出席
4	加藤 勝	出席	推4	近藤 哲夫	出席
5	伊藤 幸夫	出席	推5	林 和夫	出席
6	笹野 明美	出席	推6	花木 清	出席
7	近藤 美奈子	出席	推7	宮地 浩司	出席
8	木村 治彦	出席	推8	久保田 幸司	出席
9	三輪 光雄	出席	推9	足立 國雄	出席
10	山田 武彦	出席			
11	横井 幸一	出席			
12	鈴木 良法	出席			
13	近藤 吉美	出席			
14	石原 勇	欠席			

議案説明及び会議に職務の為出席した者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	原 健一	書記	深見 訓英
事業監	伊藤 晃一		吉田 仁美
主 幹	大堀 俊和		早瀬 友洋

傍 聴 人 なし

提 出 議 案

日程第1	議事録署名委員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4	議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第5	議案第10号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について（農地中間管理事業分）
日程第6	議案第11号 生産緑地の農業の主たる従事者証明願について
日程第10	報告第5号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
	報告第6号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
	報告第7号 農地法第18条第6項の規定による通知について
	報告第8号 農地改良届について

議 長	<p>( あいさつ )</p> <p>本日の出席につきましては、農業委員の出席数は13人、推進委員の出席数は9人です。</p> <p>定足数に達していますので、令和2年度5月あま市農業委員会総会を開会します。</p> <p>本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。</p>
議 長	<p>日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。</p> <p>5番 伊藤 幸夫 委員及び、4番 笹野 明美 委員を指名します。</p>
議 長	<p>日程第2「会期の決定」を議題とします。</p> <p>本総会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。</p> <p>これにご異議ございませんか。</p> <p>( 異議なしの声あり )</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって本総会の会期は、本日1日限りと決定しました。</p>
議 長	<p>日程第3 議案第8号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>議案第8号4番は、鈴木良法委員に関する事項があります。</p> <p>あま市農業委員会総会規則第17条の規定により、鈴木良法委員には一時退席していただきます。</p> <p>( 鈴木良法 委員 退席 )</p>
議 長	<p>それでは、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>( 説 明 )</p> <p>議案第8号1番につきまして説明いたします。</p> <p>議案第2ページをご覧ください、参考資料は1～2ページです。</p> <p>譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は丹波深田地内の田の所有権移転による経営拡大となっております。</p>

事務局

2番につきまして説明いたします。

参考資料は3～4ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は丹波川中地内の田の所有権移転による経営拡大となっております。

3番につきまして説明いたします。

参考資料は5～6ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は丹波高畑地内の田の所有権移転による経営拡大となっております。

4番につきまして説明いたします。

参考資料は7～8ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は木折枕地内の2筆の田と花長西出地内の畑の所有権移転による経営拡大となっております。

こちらにつきましては、5月21日に玉谷委員、久保田委員と現地確認をさせていただいております。

また、5月25日に海部農林水産事務所と現地確認をさせていただいております。

議長

議案第8号につきまして、玉谷委員と久保田委員で現地確認を行って頂きましたが、代表して玉谷委員から現地の状況についてご報告願います。

玉谷委員

議案第8号につきまして、久保田委員と私で事務局へ申請のあった農地について現地確認を行いました。農地の耕作に関して問題はありませんでした。

議長

只今、事務局及び玉谷委員から説明・報告がありました。議案第8号について何かご質問等はございますか。

ご質問もないようですので採決に移ります。

議案第8号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

よって、議案第8号は承認されました。

それでは、鈴木良法委員に戻っていただきます。

( 鈴木良法 委員 入室 )

議 長

日程第4 議案第9号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局から説明させます。

事務局

( 説 明 )

議案第9号1番につきまして説明いたします。

議案の3ページをご覧ください、参考資料は11～13ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町下田地内の田の一般個人住宅への転用で、使用貸借権設定となっております。

事務局

生活環境変化に伴い、現在の居宅が手狭になったため分家住宅を建設するための申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、住宅等等が連たんしている区域に近接する区域の農地で、農地区分は第2種農地に区分されます。周辺の他の土地を利用することが困難なため、転用の許可が見込めません。

また、5月21日の玉谷委員、菱田委員との現場確認の際、玉谷委員から指摘がありました排水管が暗渠内に敷設される可能性があるという事ですが、事業者の方には既に連絡しております。

2番につきまして説明いたします。

参考資料は14～16ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は北苧上深坪地内の田で、駐車場への転用で、所有権移転となっております。

申請者は個人で事業を営んでおり、当該営業で使用する社用車の購入に向けて、不足する駐車場を確保するための申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、街区に占める宅地の割合が40%を超える区域内の農地で、農地区分は第3種農地に区分されます。第3種農地のため転用の許可が見込めません。

こちらにつきましては、5月21日に海部農林水産事務所と現地確認をさせていただいております。

また、5月25日には玉谷委員、久保田委員と現地確認をさせていただいております。

議 長

議案第9号につきまして、玉谷委員と久保田委員で現地確認を行って頂きましたが、代表して玉谷委員から現地の状況についてご報告願

います。

玉谷委員 議案第9号につきまして、久保田委員と私で事務局へ申請のあった農地について現地確認を行いました。農地の転用に関して問題はありませんでした。

議長 只今、事務局及び玉谷委員から説明・報告がありました。議案第9号について何かご質問等がございますか。

ご質問もないようですので採決に移ります。

議案第9号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

よって、議案第9号は承認されました。

議長 日程第5 議案第10号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について（農地中間管理事業分）」を議題とします。

事務局から説明させます。

事務局 （説明）

農地中間管理事業とは、貸借を中心とした農地の中間的な受け皿機能を強化し、認定農業者などの参入の促進によって、農地利用の効率化と生産性の向上を進めることを目的としています。

議案第10号につきまして説明いたします。

議案第4から7ページをご覧ください。

今回の農地所有者につきましては、29名、貸付地は92筆、借受者は8名となっております。

議長 只今、事務局から説明・報告がありました。議案第10号について、何かご質問等がございますか。

ご質問もないようですので採決に移ります。

議案第10号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

よって議案第10号は承認されました。

議長 日程第6 議案第11号「生産緑地の農業の主たる従事者証明願について」を議題とします。事務局から説明させます。

事務局 （説明）

議案第11号につきまして説明いたします。

議案の8ページをご覧ください。

生産緑地について説明いたします。

本申請は生産緑地で、その生産緑地に係る農業者が死亡又は農業に従事することが不可能となった場合、買取り申し出をするために申請するものとなっております。

証明する内容は、農地の耕作者が申請人であるかです。

そのため、本総会にお諮りしております。

申出者及び申出地は議案の通りで、従事者の傷病によるものです。

傷病した従事者は、あま市内に住所を置き、本申出地に農地を所有しております。

農地基本台帳の経営者、所有者も申請人となっております。

そのため、農業の主たる従事者として問題はないと判断できますので宜しく申し上げます。

議長 只今、事務局から説明、報告がありました議案第11号について、何かご質問等はございますか。

ご質問もないようですので採決に移ります。

議案第11号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。  
挙手全員です。

議案第11号は承認されました。

議長 日程第10 報告第5号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」、報告第6号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」、報告第7号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、報告第8号「農地改良届について」を事務局から一括報告願います。

事務局 ( 報 告 )

議長 只今、事務局から報告がありました、報告第5号から報告第8号について、何かご質問・ご意見等はございませんか。

ご質問もないようですので、質疑を終了します。

以上で本会の会議に付議された事件は、すべて議了いたしました。

よって閉会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

( 異議なしの声あり )

議 長

異議なしと認めます。

以上で本日の議事はすべて終了いたしました。

長時間にわたりご苦勞様でした。

次回の農業委員会でございますが、6月30日(火)午前10時からの予定ですが、議案の数によって調整させていただきます。

よろしく願いいたします。

最後にその他ということで、事務局からお願いします。

終 了

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長 三輪 光雄

署名委員 伊藤 幸夫

署名委員 笹野 明美